

令和元年度（平成 30 年度の事務対象）

教育に関する事務の点検及び評価報告書

令和元年 8 月 26 日

三条市教育委員会

目 次

I 教育に関する事務の点検及び評価について 1

II 点検・評価対象項目

項 目	担 当	評価			ページ
		H28	H29	H30	
1 未来を拓き、力強く生きるための学校教育の充実					
(1) 学校運営改善システムの構築	小中一貫 教育推進課	B	C	C	3
(2) 開かれた学校づくり		A	A	B	4
(3) 教職員の資質や指導力の向上		A	A	A	5
(4) 確かな学力の育成		B	B	B	6
(5) 豊かな心を育む心の教育と体験活動の充実		C	C	C	7
(6) 健やかな体を育む健康教育、体力向上の取組の推進		A	C	B	9
2 社会の進展に対応した教育の推進					
(1) ICT、グローバル化に対応した教育の推進	小中一貫 教育推進課	B	B	B	10
(2) 市民性を高める教育の推進		C	C	C	11
(3) 社会で自立するための特別支援教育の充実		B	B	B	12
(4) 学校外における学びの機会の充実		B	B	B	14
3 学び続ける生涯学習環境づくり					
(1) 生涯にわたる学習機会の充実	生涯学習課	B	B	B	15
(2) 魅力ある多様な学習活動の充実		A	A	A	16
(3) 生涯学習支援体制の整備		A	B	B	17
4 生きる力の基礎を育てる幼児教育の充実					
(1) 幼児教育内容の充実	子育て支援課	B	B	B	18
(2) 幼保小連携の推進		B	B	B	20
(3) 家庭への支援の充実		B	B	B	21
5 教育の充実を図る環境の整備					
(1) 豊かな教育活動を支える環境の整備	教育総務課	B	B	—	23
6 文化遺産の保存と活用					
(1) 文化遺産の詳細調査・文化財指定	生涯学習課	B	B	B	24
(2) 埋蔵文化財の調査・保護		B	B	B	25
(3) 文化遺産の公開・活用		B	B	C	26

評価A：目標を上回る成果に達したもの

評価B：ほぼ目標どおり

評価C：目標の成果に達しなかったもの

III 教育委員会の会議及び教育委員の主な活動状況について 28

I 教育に関する事務の点検及び評価について

1 実施方針

(1) 趣旨

ア 三条市教育委員会は、毎年、主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図ります。

イ 点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進します。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関連条文抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。（一部略）

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(2) 点検及び評価の方法

ア 点検及び評価の対象

三条市教育基本方針に掲げる 5 つの基本方針を推進する上で設定した指標及び文化遺産の保存と活用に関する事務事業とし、平成 30 年度の取組状況について点検及び評価を行います。

なお、教育委員会の権限に属する事務を対象とすることから、特例条例により市長が管理及び執行する文化及びスポーツに関する事務並びに市長の事務とした青少年健全育成に関する事務は対象となりません。

イ 点検及び評価の方法

三条市が行う行政評価システムを参考に点検及び評価を行い、今後の方針、改善点等も示すものとします。

ウ 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用

三条市教育事務点検評価委員会（定数 3 人 任期 2 年）を設置し、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ります。

エ 報告書の構成

(ア) 教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価について

(イ) 教育委員会の会議及び教育委員の主な活動状況について

オ 議会への報告及び公表

点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、三条市議会に提出するとともに、公表します。

2 三条市教育事務点検評価委員会委員

氏 名	所 属 等
雲 尾 周 (委員長)	新潟大学教職大学院准教授
岡 田 京 子 (委員長職務代理者)	元燕市立燕南小学校教頭
高 橋 功 一	旭小学校 PTA 会長

Ⅱ 主要な施策に対する評価等について

1 未来を拓き、力強く生きるための学校教育の充実

1-1(1) 学校運営改善システムの構築

(小中一貫教育推進課)

【施策の基本方針】

三条市教育基本方針や学校教育プランが示す「主体的に考え判断する力」「自己肯定感を基礎としたしなやかでたくましい心」「規範意識と他者への思いやりに根ざした豊かな人間関係を築く力」といった実社会を力強く生き抜く力を着実に育むため、小中一貫教育を軸とした教育システムを更に改善する。

また、校務支援システム(※1)を、燕市、弥彦村と共同で導入し、市内全学校で運用することにより、事務の効率化を高め、教員が児童生徒と向き合う時間を確保することで生徒指導上の諸問題の解決や学力の向上を進めるとともに、教職員の多忙化解消及び情報管理の徹底を図る。

※1 校務支援システムとは、学籍、成績等、児童生徒に関する様々な情報をデジタル化し、教職員間で共有するシステム

【主な事務事業】

① 小中一貫教育推進事業(制度移行推進事業)

各学園における小中一貫教育の取組を着実に推進するとともに、これまでの実践や研究の成果を取りまとめ、全国に発信する。また、学校教育法に「義務教育学校(※2)」が法制度化されたことを踏まえ、制度移行に伴う課題の検討等を行い、取組を進めていく。

※2 義務教育学校とは、義務教育9年間(前期課程6年、後期課程3年)の教育を一貫して行う学校

② 校務支援システム整備推進事業

市内全学校で運用を始めた校務支援システムのスムーズな運用と定着を図る。システムの積極的利用により、市内学校の教職員の多忙化解消と事務の効率化を進め、教員が児童生徒と向き合う時間の確保と生徒指導上の諸問題の減少、学力の向上、教育情報管理の徹底を図る。

【平成30年度における評価】 C

本年度、小中一貫教育アンケートを大幅に見直し、各校の学校評価に組み込んで実施することも可能とした。学校評価アンケートとの連動からPDCAサイクルが活性化され、小中一貫教育を軸とした教育システムが更に教職員に

浸透してきている。

また、校務支援システムは導入から4年目となり、システム運営会社及び情報管理課と連携して学校現場からの要望について丁寧に対応してきた。アンケートでの「事務処理業務の作業時間がかなり減った・まあまあ減った」という肯定的評価を示す教職員の割合は32.0%となり、平成29年度より6.4ポイント増加した。目標値の達成には及ばなかったが、システムの作業速度が上がったことを示している。しかし、3月の年度末更新作業では一部処理速度の低下が発生しているため、今後の改善が必要と考える。

【今後の方針】

教職員の小中一貫教育への意識の高まりについては、研修会や学校訪問が有効に働いている。特に学校のニーズに柔軟かつ幅広く対応できるオーダーメイド訪問は、各学校・学園からの要請が増加し、小中一貫教育カリキュラムを活用した教職員の授業力向上に成果を上げている。今後も改善を加えながら本取組を継続していく。

校務支援システムについては、システム運営会社及び情報管理課と連携し、毎月の情報交換定例会をベースに、学校現場の要望に丁寧に対応していく。また、システム使用方法についての研修を今後も継続し、事務処理業務の効率化により、教職員が児童生徒と向き合う時間の確保を進めるとともに多忙化解消と情報管理の徹底に努める。

1-(2) 開かれた学校づくり

(小中一貫教育推進課)

【施策の基本方針】

小中一貫教育の推進に伴い、学園ごとの小中一貫教育推進協議会等を確実に運営していくとともに、学校評議員会等の活性化を図り、教育目標や計画、教育活動、学校と地域の連携など学校運営に関して意見を求め、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進する。

【主な事務事業】

① 小中一貫教育推進事業(各学園推進事業)

各学園における小中一貫教育の取組を着実に推進するとともに、小中一貫教育推進協議会を開き点検・評価を行い、小中一貫教育を軸とした教育システムの改善を図る。

② 学校評議員会

学校・家庭・地域が一体となって子どもの健やかな成長を担っていくため、地域に開かれた学校づくりをより一層推進する観点から、校長は学校評

議員会を開き、学校評議員から、学校の教育目標、教育活動、学校と家庭・地域との連携等、学校運営について意見を求め、学校運営の改善を図る。平成 29 年度から学校運営協議会への移行が始まった。

【平成 30 年度における評価】 B

学園小中一貫教育便りや学校便り等で発信することは、学園間の差が見られるものの、全体の発行部数は増えている。このことにより、小中一貫教育の取組に対する周知は図られてきていると捉えている。各学園の小中一貫教育推進協議会等では、活発な意見交換と教育活動の工夫が行われ、地域に開かれた特色ある学校・学園づくりが進んだ。

また、平成 29 年度、文部科学省がコミュニティ・スクール（※3）導入を努力義務としたことを受け、2 学園（7 校）がコミュニティ・スクールのモデル校として実践を重ねてきた。その成果を受け、新たに 11 校が導入意志を示すなど、地域に開かれた学校づくりに向けた動きが進んできている。

※3 コミュニティ・スクールとは、地域の住民や保護者のニーズを学校運営により一層的確に反映させるための仕組みであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 6 に基づく「学校運営協議会」が置かれている学校を指す。

【今後の方針】

引き続き、小中一貫教育推進協議会等を開催したり、便りを発行したりする中で、小中一貫教育の取組の活性化と周知を図っていく。

小中一貫教育の交流活動では、各学校に保護者・地域の方の参加者が増えるように働きかける。その中で、保護者・地域の方と児童生徒が直接触れ合う場の設定や声掛けの意識を高めてもらうことにより、学校と家庭・地域との結びつきを一層強めていく。

また、小中一貫教育の推進と併せて、コミュニティ・スクールの導入を進める。特に、導入の意志を示している学校・学園には、コミュニティ・スクールの進め方や組織づくりについて説明する等、積極的に支援を行っていく。

これらのことにより、より多くの保護者・地域の方の学校教育への理解が深まるようにする。

1- (3) 教職員の資質や指導力の向上

(小中一貫教育推進課)

【施策の基本方針】

魅力ある優れた教育機会を提供するため、これまで築き上げてきた小中一貫教育を軸とした教育システムを継続しつつ、それらを更に改善するとともに、

児童生徒の成長を見通した継続性、発展性のある教育を展開するために、教育センターの研修を充実させ、教職員の資質・指導力の向上を図る。

【主な事務事業】

① 小中一貫教育推進事業

教職員の資質・指導力の向上を図ることを目的に、小中一貫教育実践研修、小中一貫教育推進マネジメント研修等の教職員研修を開催する。また、指導主事が学校訪問を行い、教職員の授業力向上に向けた支援を行っている。

【平成 30 年度における評価】 A

教職員の資質や指導力の向上を目指し、教育センターの研修内容及び開設数等の見直しを図った。その結果、各研修への参加者数及び参加者の評価も概ね満足できるものであり、さらに学校のニーズに柔軟に幅広く対応できる学校訪問（オーダーメイド訪問）の各学校の訪問要請回数も大幅に増えた。これらのことから、教職員の研修意欲が向上し、着実に資質や指導力の向上が図られていると考える。

【今後の方針】

研修への参加数やオーダーメイド訪問の要請数の増加に応えるには限界があるので、これらの質の向上及び適正化の視点から改善を進めていく。具体的には、新学習指導要領改訂の動向、外国語科、特別の教科道徳などを視野に入れて、教育センター研修の内容や方法の見直しを図っていく。一つ一つの研修が、今日的な課題や教職員のニーズに即した内容で、日々の実践に活かされるような演習等を取り入れた方法へ改善を行っていく。また、多くの学校で活用されているオーダーメイド訪問を中心に学校訪問支援体制づくりを進めていく。

1-4 確かな学力の育成

(小中一貫教育推進課)

【施策の基本方針】

児童生徒の学力向上に向けて、標準学力検査（NRT）（※4）を実施し、学園ごとにその結果を活用した小中合同研修会を開催し、授業改善を図っていく。また、教職員を対象に学力向上に係る研修会を教育センターで開催したり、指導主事が学園ごとの公開授業研究（協議会）に参加したりすることで、教員個々の資質（授業力・指導力）向上を図り、確かな学力の育成につなげていく。

※4 標準学力検査（NRT）とは、昭和 25 年に刊行され日本で最も多く実施されている標準化された学力検査である。標準化の過程で、全国で幅広く実験を行い、妥当性と信頼性が高いため、客観的な学力測定に用いられている。

【主な事務事業】

① 学力向上推進事業

児童生徒の充実した学校生活の具現と夢や希望の実現に向けて学力の向上を目指す。そのため、全国標準学力検査（NRT）等の結果を分析し、指導に活かすとともに、教職員研修を行い、教職員の資質や授業力の向上を図る。

【平成 30 年度における評価】 B

小学校 6 年生及び中学校 3 年生の学力を、国語、算数・数学の NRT 偏差値の前年度比によって評価すると、小学校は平均が目標値に達している。中学校は平均が目標値に達していないが、目標値に近い状態で維持されている。個々の授業改善の取組の成果と見られる。一方で、国語も算数・数学もやや下がり、中学校はいずれも全国平均（50.0）を下回っている。教科部としての取組や不得意な生徒に対する個別指導が十分でないと考えられる。

【今後の方針】

児童生徒が主体的に学べるようにするためには、教職員が入れ替わっても、授業における学習問題の共通理解を図っていく必要がある。具体的には、教育センター主催の授業力実践研修を内容や方法を見直しながら実施したり、オーダーメイド訪問等の研修の機会に指導するなど、小中の学習内容のつながりを意識した研修を充実させる。特に中学校では、家庭学習プランニングノートを活用した家庭学習習慣化の取組を継続する。また、中学校数学プロジェクト（県事業：数学教員の指導力向上研修）の実施方法を工夫して、授業改善の質的向上を図り、学力の向上につなげていく。

1－(5) 豊かな心を育む心の教育と体験活動の充実

（小中一貫教育推進課）

【施策の基本方針】

hyper-QU（※5）を全学校で年 2 回実施し、児童生徒の実態把握・変容把握を行い指導改善に活用することで、いじめや不登校の未然防止を図る。また、「深めよう絆スクール集会」を中心とする小中連携事業、異学年交流事業、小小合同体験合宿、合同修学旅行などの体験活動を行い、児童生徒の社会性の育成を図り、いじめの防止、不適応の予防に努める。

※5 hyper-QU とは、学校生活における児童生徒の意欲や満足感及び学級集団の状態並びに関わり方や配慮ある態度といった社会性について、児童生徒に対し質問紙法によって測定する心理テスト

【主な事務事業】

① いじめ・不登校対策事業 (hyper-QU 関係)

hyper-QU 検査により、児童生徒をより客観的に見取ることで、効果的な支援の手立てを構築できると同時に、小中9年間を貫く見取り、状況把握が可能となり、個々の児童生徒への小中連携した支援が可能となる。

【平成30年度における評価】 C

各学校、学園に対し人間関係づくりの能力を高める具体的手立てを研修等で指導した。その結果、各学園において、深めよう絆スクール集会で小中学生が一緒にいじめについて話し合い活動を行ったり、合同修学旅行を行ったりするなど、多様な交流活動を通して、社会性の育成を図る取組を充実させた。成果指標としている hyper-QU の結果は、全国平均を上回る状況を維持している。「配慮のスキル」は目標としている全国平均+3.0 ポイントを達成することができた。「関わりのスキル」の得点は+2.9 と、目標までわずかに届かなかったが高い数値を維持している。

これまでの hyper-QU 検査の分析から、いじめや不登校・不適応の発現には学級集団の状況が影響することが分かってきた。個々の社会的スキルの向上だけでなく、学級集団を温かい人間関係と高い規範意識のある集団にするための研修が必要である。

【今後の方針】

いじめや不登校・不適応の出現率や個々のソーシャルスキルの習得と定着に学級の状況が大きく影響することから、hyper-QU の「学級満足度尺度」を活用して温かい人間関係と高い規範意識のある学級（満足型学級）づくりに力を入れる。また、満足型学級をつくるには授業も大きく関係してくる。研修会では社会性の面だけでなく、授業を通じた満足型学級をつくる方法にも力を入れて指導する。

各学園単位の合同修学旅行などの体験活動、深めよう絆スクール集会在計画的に行われている。また、各学園では地域と連携したキャリア教育、地域貢献活動が推進されている。子どもの学びや個々のスキル、自己有用感などの社会性は体験活動の振り返りを通して深まるものであることから、振り返り活動を充実させるとともに、学びやスキル、社会性が一層定着するよう、振り返り後の事後活動を充実させることを各校に指導する。

1-(6) 健やかな体を育む健康教育、体力向上の取組の推進

(小中一貫教育推進課)

【施策の基本方針】

食育では、子どもの食や健康についての意識を高め、生活習慣の改善を図る。

体力づくりでは、市内全学校の児童生徒の体力の実態に基づき、弱点を克服する「1学校1取組」(柔軟性・持久力・瞬発力・心肺機能の向上等に向けた授業改善や特別時間設定)を各学校で計画的に行うことで体力の向上を図る。

【主な事務事業】

① 子どもがつくる弁当の日

「子どもがつくる弁当の日」の取組を推進することにより、親子の触れ合いを含む家庭教育力の向上と子どもの食や健康についての意識を高め、生活習慣の改善を図る。

小学校5・6年生と中学校1～3年生が、自分の弁当を保護者と一緒につくったり、自分だけでつくったりする日を各校に設定してもらう。

② 体力向上に係る1学校1取組

体力テスト(※6)(8種目)の結果を基に、各学校で体力の実態を把握する。さらに、学年の弱点部分の底上げができるように、各学校において対策を検討し、計画的、継続的にバランスの取れた体力の向上が図られるよう実践する。年度末には弱点の克服を評価し、次年度の計画づくりに活かす。

※6 体力テストとは、全児童生徒の体力・運動能力を測るテスト。8種目(握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ(中学校はハンドボール投げ))を実施し、学年別・男女別に平均値を算出する。

【平成30年度における評価】B

食育では、「子どもがつくる弁当の日」が小5～中3の全ての学年で実施となり、全192回(1学年当たり平均2.8回)行われた。各回のねらいに対する各校担当教員の評価について「大変良い」「良い」と肯定的評価は約96.9%と高い。しかし、前年度より肯定的評価が1.5ポイント下がっており、理由としては計画的に弁当の日を運営することができなかった学校が数校あったためと見られる。計画的に行えるように呼びかけていく必要がある。

体力づくりでは、「1学校1取組」を中心に各学校で体力向上のための取組を実践している。小5、中2の体力テスト結果では32種目中18種目が県の

平均を上回り、目標としていた 16 種目以上を達成した。しかし、各学校の年度ごとの種目の格差はあり、今後も課題克服に向けた「1 学校 1 取組」を中心に継続して体力向上を図る。

【今後の方針】

食育では、子どもがつくる弁当の日で、「家の人と一緒に作る」ことから、学年が上がるごとに発達段階に応じて徐々に「一人で作る」ことが増えるように意識付けをするなど、取組を継続していく。

体力づくりでは、学年集団によって体力差が見られるため、「1 学校 1 取組」を軸とした全校体制の体力向上に向けた取組において、それぞれの学年の経年変化を分析し、その学年の弱点を克服する運動メニューを確実に取り入れるとともにバランスの取れた体力づくりに取り組む。

2 社会の進展に対応した教育の推進

2-1 ICT、グローバル化に対応した教育の推進

(小中一貫教育推進課)

【施策の基本方針】

情報化、グローバル化など社会の進展に的確に対応するため、ICT の活用や外国語教育の推進を図り、情報活用能力や確かなコミュニケーション能力等を育成する。

【主な事務事業】

① デジタル教科書ソフトの整備

全学校に、主要教科【国語、数学（算数）、社会、理科、英語（中学校のみ）】のデジタル教科書ソフトを整備し、授業で有効活用してもらうことで、教育の質の向上を目指す。

② ALT 等の業務委託

ALT（※7）や地域在住の外国人を指導者として市内全学校へ派遣し、外国語活動・英語教育を推進する。児童生徒が生徒の英語や外国の文化に触れることを通して、外国語のおもしろさやコミュニケーションの大切さを知る機会とする。また、コミュニケーション能力を養うことや、英語力の向上を図る。

※7 ALT とは、Assistant Language Teacher の略で、日本人教師を補佐する外国人による「英語・外国語活動教育補助者」のこと。

【平成 30 年度における評価】 B

学年 1 台の電子黒板、主要 5 教科（小学校は 4 教科）のデジタル教科書を市内全学校に整備している。有効活用のための研修に加えて、市のサーバー上にデジタル教科書のデータを置き、教員個々のパソコンからでも容易に教材研究ができる環境を整えており、教員の授業での ICT 活用が日常化している。しかしながら、その活用能力の向上は十分ではなかった。

ALT の勤務状況に対する肯定的評価は高い値を維持している。業務提携している業者と連携し、ALT の指導力向上に努めた成果が表れている。

【今後の方針】

教員の「授業中に ICT を活用して指導する能力」を高めるために引き続き研修会を開催し、電子黒板やデジタル教科書の効果的な活用方法を周知する。また、指導主事が学校訪問を行う際、授業改善のための一方策として、それらの有効性について周知する。

学習指導要領改訂に伴い、小学校外国語の授業の充実に向けた授業力向上が一層求められる。ALT を適切に活用した指導力向上を目指し、外国語指導力向上研修を充実させる。また、英語専科教員の活用などにより小中学校の一貫性をより強く創出し、外国語指導力の向上を図る。

2- (2) 市民性を高める教育の推進

(小中一貫教育推進課)

【施策の基本方針】

三条市の教育資源と人材を活用し、三条市の子どもたちに、三条市の自然や歴史への理解、科学的な思考力の育成、ものづくりの素晴らしさの感得、防災に関する基礎的・基本的事項の理解と安全の保持増進に関する実践的な能力や態度の形成を図る。また、小中一貫教育を軸とした教育システムを更に改善し、実社会を力強く生き抜く力を育む。

【主な事務事業】

① 三条市の特色を活かしたキャリア教育事業

ふるさと三条への愛着、科学的なものの見方や感性、ものづくりへの関心・意欲、災害に際しても適切な意志決定をし、自分の命を自分で守る態度等、ふるさと三条を愛し、誇りに思い、次代の三条を担う子どもを育成する。

② 三条市の特色を活かしたキャリア教育事業(刃物・ものづくり教育)

「和釘を作る」「小刀を使ってものを作る」「のこぎり、かんなを使って

木を切る、削る」「砥石を使って包丁を研ぐ」などの活動を通して児童生徒のものづくりに対する興味・関心を高め、ものづくりの町三条のよさを知り、ふるさと三条を愛し、誇りに思う児童生徒を育成する。

③ 三条市の特色を活かしたキャリア教育事業(科学教育推進事業)

児童生徒に対して、科学への興味関心を掘り起こし、科学的な好奇心と研究意欲を高め、問題解決能力と創造性を育む。

【平成 30 年度における評価】 C

児童生徒の三条市への愛着については、目標値に到達することができなかったが、徐々に高まっている。

「刃物・ものづくり教育」「科学教育推進事業」では参加者がやや減少傾向にある。目標としている参加者数には届かなかったが、各種事業の活動内容について満足している参加者が多かった。

【今後の方針】

三条市への愛着を高める指導は、学校に対して、地域との学習を積極的に行うように働きかけるとともに、現在行っている活動の中でも地域の方と触れ合える場を工夫するように働きかける。

「刃物・ものづくり教育」では、今後も体験活動の内容、方法、時間を見直し、参加する子どもにとって充実した体験活動が展開できるようにする。

「科学教育推進事業」については、参加した児童生徒の満足度が高いので、引き続き興味関心を高める内容の工夫改善を図り、事業の PR や広報に努め、参加者を増やしていくとともに、科学に関する児童生徒の興味・関心を高めていく。

2- (3) 社会で自立するための特別支援教育の充実

(小中一貫教育推進課)

【施策の基本方針】

インクルーシブ教育システム(※8)構築のための特別支援教育の推進及び「障害者差別解消法」の施行(H28.4.1)に伴い、基礎的環境整備と合理的配慮の提供が法制化されたことを受け、特別な教育的支援を要する児童生徒に対する指導体制の整備・充実及び教職員を対象とする研修会の実施等により特別支援教育の一層の充実を図る。

※8 インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性を尊重し、障がい者が持てる力を可能な限り最大限度まで発達させ、社会参加することを目的として、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。

【主な事務事業】

① 特別支援教育事業

特別な教育的支援を要する児童生徒に対し提供する合理的配慮について、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」に記載することにより、個に応じた適切な指導や支援を行う。

② 特別支援教育研修会

インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進や基礎的環境整備と合理的配慮についての情報提供を図ることを目的とした「参加型・対話型」の研修会を開催する。

【平成 30 年度における評価】 B

個別の教育支援計画等への「合理的配慮」の記載を明確にし、特別な教育的支援を要する児童生徒に対して、個に応じた校内指導体制を充実させることにより、学習上及び生活上の困難さを軽減し、個の成長につなげることができた。平成 28 年度までの特別支援教育指導員（一般任用職員）51 人の枠を、平成 29 年度より特別支援サポーター（パートタイム職員）65 人の枠に変更した。最大 60 人まで配置することができたが、定員に達しない状況が続いた。適切な人材が増えれば、より高い合理的配慮の提供が可能となると考えている。

また、教職員対象の特別支援教育研修会等を実施し、教職員の指導力の向上を図ることにより、保護者及び児童生徒のニーズに応じた環境整備や支援に資することができた。

【今後の方針】

個別の教育支援計画等への「合理的配慮」の記載については、保護者との合意形成を図った上で確実に記載することを、今後も学校に働きかける。

教職員を対象とした「参加型・対話型」の研修会を実施したことで、教職員の特別支援教育への理解を深め、指導力の向上を図ることができたので、今後も学校のニーズに応じた継続した研修会を実施していく。

また、その他の特別支援教育研修会を充実させ、教職員一人一人の特別支援教育に係る総合的な力の伸長を引き続き目指す。特別支援サポーター（パートタイム職員）を人数分配置し、よりよい支援が学校で行えるよう、人材確保を図っていく。

2-(4) 学校外における学びの機会の充実

(小中一貫教育推進課)

【施策の基本方針】

一人一人の子どもの学びたいという気持ちに応え、子どもの持っている力を更に伸ばすため、成績上位で学習意欲が高い児童生徒を対象に、民間教育機関を活用した指導力の高い講師による学習機会を提供し、更なる学力向上を目指す。一方、学校の授業内容をより確かなものにしたという児童生徒を対象に、教員OBや市民ボランティアを指導者として学習の場を提供し、学習に対する自信を付ける。

【主な事務事業】

① さんじょう学びのマルシェ

児童生徒の学習習熟度別に5種類の定期講座を1年を通じて実施する。土曜日に開催する2講座は、学校の補充学習を中心としてそれぞれ年30回、日曜日に開催する3講座は、発展的な学習を中心としてそれぞれ年36回実施する。指導者は、土曜日が教員OBや市民ボランティア、日曜日は委託業者の講師とする。

【平成30年度における評価】 B

参加している児童生徒が、自身の学習状況に適したコースを選択することができ、適切な学習を進めることができている。アンケートの記述から、9割以上の受講生が学習満足度や学習意欲向上を実感している。ただし、わずかに目標値に達しなかったことから、受講生が増えてきている中、より丁寧な指導・支援をして満足度が上がるようにしていく必要がある。

日曜の受講生は、少人数指導の体制に変更したことで、より丁寧に個に合わせて対応することが可能となった。

【今後の方針】

日曜日の送迎バスの路線を延長することで、より多くの児童生徒へ学習の機会を提供していく。平成30年度は、日曜日の委託業者の選定後に募集案内配布のため、土曜日に比べてスタートが遅くなり、参加者が思ったように増えなかった。今後は、土曜日と同じように日曜日についても、年度当初に募集案内を配付するようにする。

教員OBらによる指導については、今後もより丁寧な指導・支援をすることで受講生の満足度や学習意欲を高めていく。また、児童生徒の状況等を日々記録しているので、児童生徒の頑張り等を学校現場へも伝えるなど児童・生徒の学習意欲が向上できるように支援をしていく。

3 学び続ける生涯学習環境づくり

3-1(1) 生涯にわたる学習機会の充実

(生涯学習課)

【施策の基本方針】

市民一人一人が「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができるよう各種公民館事業を始めとした生涯学習の機会を提供する。さらに、中心市街地にある社会教育施設等の機能を有機的に結び付け、多彩な交流を育む中で、市民に「気付き」をもたらし、意識の変化や新たな行動変容につなげる機会の創出を図る。

【主な事務事業】

① 青少年体験教室

様々な体験活動を通して子どもたちの知的好奇心や想像力を豊かにし、自立心の育成や参加者同士の交流を図るための事業を推進する。

② 教養講座・文化講座

市民の主体的な学習活動や地域社会へ貢献する活動への支援及び三条市の特性を活かした学習活動を提供するため、9公民館で教養講座・文化講座を開催する。

③ 高齢者教育に資する講座

社会環境の変化に適応できるよう幅広い分野にわたる学習の機会を提供し、高齢者の生きがいづくり・仲間づくりを促進し、高齢者の充実した生活を支援するための事業を実施する。

【平成30年度における評価】 B

市民の学習ニーズや社会的課題に沿った講座の開催やそれぞれの地域や施設の特性を活かした講座を各公民館で開催したことで幅広い世代への学習機会を提供することができた。

また、中心市街地においては、集積するステージえんがわ、中央公民館、図書館及び歴史民俗産業資料館等の公共施設をつなげる面展開事業等の取組（ステージえんがわカレンダーに周辺の公共施設のイベントを掲載する等）を通じて、まちなかを巡る回遊性が生まれた。

【今後の方針】

今後も、ライフステージに応じた市民ニーズを的確に把握し、生涯にわた

って学び続けようとする市民にとって理想的な学びの場を提供する。また、常にスマートウェルネス三条（※9）の視点を持ち、ステージえんがわやまちなかの社会教育施設の有機的な連携を図り、回遊性を生み、まちなかのにぎわいにつながる事業を展開する。

※9 スマートウェルネス三条とは、市民の誰もが生涯にわたり「明るく、楽しく、元気よく」暮らし続けるために、外出し、人と交流することで意識せずとも自然と健康で幸せ（＝“健幸”）になるまちづくりのこと。

3－(2) 魅力ある多様な学習活動の充実

（生涯学習課）

【施策の基本方針】

中高年層を中心に市民が多様な学習活動・機会を通じて「参加する人から担う人・支える人」へ転換し、もって循環型生涯学習の推進を図る。

【主な事務事業】

① きっかけの1歩事業の実施（「まちなか」テーマ型コミュニティ）

これまで公民館では実施したことがない突拍子もないプログラムを実施し、魅力ある多様な学習機会の提供と外出機会の創出を図る。

② さんじょう 108appy 事業の実施

市民が主体となって実施する「まちなかのにぎわいイベント」を支援することによって、まちなかへの日常的な市民の外出機会を創出する。

③ 出張型きっかけの1歩事業の実施（「下田地域」地縁型コミュニティ）

下田地域の自治会が管理する集落センターを会場に、地域住民が気軽に出席したくなるような事業の開催を通じて、地域のつながり・絆の再構築を図る。

【平成30年度における評価】 A

主に高齢者の外出機会の創出と生涯学習人口の拡大を図り、もって循環型生涯学習を支援するために、これまで公民館では実施したことがない視点を持った「きっかけの1歩」事業に取り組み、56事業を開催し、延べ5,658人の参加につなげたことで目標値を大きく上回った。

さらに、社会参画活動意欲のある高齢者の掘り起しを行い、新たな活躍の場へ誘導するために、「きっかけの1歩事業」参加者に声掛けを行い、83人をセカンドライフ応援ステーション登録につなげるとともに、公民館イベント運営補助などの「新たな活躍の場」を提供し、延べ511人がボランティア活動を体験した。このことは、次のステージにつなげ、社会の担い手として活

躍する仕組みの構築が図られたと捉えている。

【今後の方針】

まちなかの65歳以上の高齢者を対象に、ライフスタイルや思い、ニーズを把握し、外出しない人の外出を阻害する原因や生活状況、考え方を聞き取る調査として昨年度市が行った100人インタビューの結果、男性は社会的な居場所・役割を求める傾向が強く、一人で楽しめる趣味を持っており、女性は仲間との交流を求め、活動範囲が仲間の影響を受ける傾向が強いことが分かった。

今後は、高齢者100人インタビューの結果を踏まえ、「きっかけの1歩事業」において高齢者の琴線に触れる魅力あるイベントを展開する。また、きっかけの1歩事業の認知度を上げる取組を重点的に行うとともに、意欲ある参加者への「声掛け」を継続し、次のステージにつなげ、社会の担い手として活躍する仕組みの構築を図っていく。

3-3 生涯学習支援体制の整備

(生涯学習課)

【施策の基本方針】

市民の主体的な学習活動を支援するため、各種教養講座等の開催を通じて、市民自らが得た知識・経験や学習成果をボランティア活動等によって地域に還元する仕組みの構築を図る。

【主な事務事業】

① 市民総合大学

市民が学びの成果やその知識・技術を活かし、自らが講師となる教養・体験講座等を企画し、運営する。

② ITリーダー養成講座

公民館パソコン教室の指導者を養成するためのITリーダー養成講座を開催する。

③ レクリエーションリーダー養成講座

楽しく気軽に体験できるレクリエーションに関する講座を開催し、各種イベント・事業等で活躍できる人材を養成する。

【平成30年度における評価】B

「市民自らがアイデアをカタチにする」をコンセプトとして開催した市民プロデュース事業『市民総合大学』を延べ30講座開催し、168人の参加があった。事業終了後の満足度調査では、「とても良い(評価5)・良い(評価4)」

と回答された方は、85.7%となったことから、ニーズを捉えた事業が実施できたと考えている。

さらに、IT リーダー養成講座を受講した8人のうち、1人が指導者登録を行い、パソコン教室ボランティアを体験する機会を得たことなどから「新たな活躍の場の創出」につなげることができ、学習の成果を地域に還元する仕組みが効果的に機能した。

【今後の方針】

学びたい人が学べる環境を整備するとともに、無関心層が学びへの1歩を踏み出すために「気が付いたら」、「いつの間にか」学び始めていたというような仕掛けや生涯学習のすそ野を広げる取組を推進する。

さらに、市民の多様なニーズに対応できる指導者を発掘し、養成に努めるとともに、市民自らが得た知識・経験をボランティア活動等によって地域に還元する取組を継続する。

また、ボランティア登録に至らなかったIT リーダー養成講座、レクリエーションリーダー養成講座の受講者に対して、「声掛け」を継続してボランティア登録に向けたサポートを実施しつつ、セカンドライフ応援ステーションの登録ボランティアへの移行などを検討する。

4 生きる力の基礎を育てる幼児教育の充実

4-1 幼児教育内容の充実

(子育て支援課)

【施策の基本方針】

三条市幼児教育推進プランの重点項目1「幼児教育内容の一層の充実」における次の4つの施策体系の下で各取組を推進していく。

① 「遊び」を通した豊かな教育活動

子どもの運動遊びの時間が少なくなっていることから、体を動かして遊ぶ機会と時間を増やし、運動遊びを推進する。

② 特別な配慮が必要な子どもへの支援

発達障がいを含め、何らかの支援が必要な子どもに対して、一人一人の個性や特性を的確に把握するとともに、その子の持てる力を高めるよう支援する。

③ 教職員の資質や専門性の向上

一人一人の職員の知識や技術等は、日頃の保育に反映されることから、園内、園外研修や自己研鑽を通じて保育の専門性を高めていく。

④ 信頼される幼稚園・保育所（園）づくり

行事等を通じた保護者や地域との連携、情報提供、情報公開に努めるなど、信頼される幼稚園・保育所（園）づくりを進める。

【主な事務事業】

① 保育者対象公開保育の開催

保育者のスキルアップのため、年齢や発達に合わせた運動遊びの実践例を公開保育という形で紹介し、基本的な考え方及びその重要性について学識経験者の助言を受ける。

② 三条っ子発達応援事業

子ども・若者が学校や社会に適応できるよう、発達障がい等子どもの特性にできるだけ早期に気付き、一人一人にあった適切な対応と継続的な支援を行う。

【平成 30 年度における評価】 B

- ① 運動遊びの推進については、各施設における運動遊びの実践支援のため、幼児の運動能力調査や公開保育による運動遊びの普及啓発を図った。また、家庭での運動遊びのポイント等を掲載した「三条版運動遊びプログラム家庭編」を幼児の保護者に配布し、家庭への運動遊びの普及を図った。
- ② 特別な配慮が必要な子どもへの支援では、引き続き「年中児発達参観」に取り組むとともに、発達支援のリーダー的役割を担う発達支援コーディネーターに対して、新たにスキルアップ研修を実施することにより、保育士等の理解の促進及び資質向上につながった。（H27～29 年度は養成研修を実施）
- ③ 絵本研修等のほか、新保育所保育指針に関する研修会や公立保育所における若手保育士の保育実践力向上研修を通じて職員の資質向上を図った。
- ④ 保育所評価の実施及び評価結果・対応策の公表を行っている施設の割合が前年度と比較して増加した。

【今後の方針】

- ① 運動遊びの推進については、保育所等における運動遊びプログラムの活用促進を図るとともに、家庭での運動遊びの普及を図るため、引き続き「三条版運動遊びプログラム家庭編」を活用し、保育参観等の機会を捉えて親子遊びの実践を行う。
- ② 保育所等における職員の異動や退職等により発達支援コーディネーターの養成を改めて行う必要があるため、コーディネーターに必要な基礎知識やスキルを習得するための養成研修を開催するとともに、研修受講者のスキル維持を図るためフォローアップ研修を開催する。

- ③ 保育者の実践力の向上を図るため、新保育所保育指針等における幼児期の終わりまでに育ってほしい「10の姿」について、保育の実践から子どもの姿の捉え方などを学ぶ研修を開催する。
- ④ 保育所評価の結果及び対応策について公表している施設が増加したものの、全ての施設で公表がされるよう引き続き着実な実施を働きかける。

4-2 幼保小連携の推進

(子育て支援課)

【施策の基本方針】

三条市幼児教育推進プランの重点項目2「幼稚園・保育所（園）等と小学校の連携の推進」における次の3つの施策体系の下で各取組を推進していく。

① 確実な引継ぎ・継続的な支援

幼稚園や保育所（園）等での一人一人の特性に応じたきめ細かな支援を小学校等へ確実に引き継ぐ。特に支援の必要な子どもについては、個別の発達支援計画等を活用して継続的な支援を行う。

② 交流活動の推進

幼稚園・保育所（園）等から小学校に入学する子どもたちは、期待感を持っている一方で、不安感を持つ子どもも少なからずいることから、全ての子どもたちが不安なく意欲を持って小学校に入学できるように、幼稚園・保育所（園）等と小学校の交流を推進する。

③ 育ちのつながりを意識した指導

子どもの育ちや学びの連続性・一貫性を確保するため、「安心わくわくプログラム」「スタートモデルカリキュラム」を実践することにより、幼保小のそれぞれの良さを活かした保育・教育の充実を図っていく。

【主な事務事業】

① 幼保小連携交流活動の実施

各学園エリアを基本として、幼稚園・保育所（園）等と小学校が連携して行う幼保小、幼保・保保、職員の交流活動を支援するとともに、交流活動の充実に向けて、効果的な運営方法の検討や情報交換を行うため、幼保小連携実務者会議及び各中学校区の幼保小連携会議を開催する。

【平成30年度における評価】 B

- ① 確実な引継ぎ・継続的な支援については、個別の発達支援計画の保育所等から小学校への引継ぎが100%行われ、小学校において学級編制や学級経営の参考資料として活用されている。
- ② 交流活動の推進については、市内の幼稚園、保育所（園）、認定こども園

及び小学校で延べ 187 回の交流活動を実施しており、アンケートにおいても全施設が成果があったと回答している。また、保育所等の幼児の育ちの具体的な姿として、「小学校の入学を楽しみにするようになった」「顔見知りが増え、友達との関係づくりに積極性が出てきた」など 4 項目を想定したうち 3 項目以上当てはまると回答した幼児施設が 9 割となっている。

- ③ 「安心わくわくプログラム」及び「スタートモデルカリキュラム」の活用状況に関するアンケートの回答として、保育所等及び小学校において 9 割以上の施設において指導の際に活用しているという結果となっており、同プログラム及びカリキュラムの活用が進んでいると考えられる。

【今後の方針】

- ① 幼保小連携合同実務者会議において新要録（※10）についての研修を実施し、幼稚園・保育所（園）から小学校への確実な引継ぎの支援を行う。
- ② 引き続き幼保小連携合同会議を開催し、活動内容の充実が図られるよう交流活動の実施に係る支援を行う。
- ③ 「安心わくわくプログラム」及び「スタートモデルカリキュラム」の活用が定着してきており、今後も引き続き活用を促進するとともに、小学校学習指導要領の改訂に伴い「スタートモデルカリキュラム」の見直しを行う。

※10 要録とは、幼稚園、保育所（園）、認定こども園の全ての入所（園）児の保育経過や主に最終学年の育ちについてまとめ、就学先の小学校へ送付する資料のこと。幼児が在籍する施設により、「幼稚園教育要録」「保育所児童保育要録」「認定こども園こども要録」と名称が異なる。

4-（3） 家庭への支援の充実

（子育て支援課）

【施策の基本方針】

三条市幼児教育推進プランの重点項目 3 「家庭への支援の充実」における次の 2 つの施策体系の下で各取組を推進していく。

① 家庭の教育力の向上支援

子どもが育つ基盤である家庭での教育力の向上を目指し、保護者に対して子育てに関する学習機会の提供や情報提供等による支援を行うとともに、保護者が子育てに自信を持ち、楽しいと感じることができるよう働きかけや環境づくりに努める。

② 地域の子育て支援の拠点化

子育て支援センターや幼稚園・保育所（園）等は、地域に開かれた身近な子育て支援の専門機関として、子育て中の親子が気軽に集え、交流

できる場となる拠点づくりを進めるとともに、様々な媒体を活用した子育て支援情報の周知活動や相談事業を通じて、保護者が安心して子育てができるよう支援していく。

【主な事務事業】

① 家庭教育活性化支援事業

家庭・保育所（園）・学校が連携し、家庭における教育力の向上を図るため、子どもの成長に合わせた家庭教育講座を開催する。

また、乳幼児を育てる保護者を対象とする BP（親子の絆づくりプログラム Baby Program「赤ちゃんがきた」）講座（※11）、NP（Nobody's Perfect「完璧な親なんていない」）講座（※12）を開催する。

※11 BP 講座とは、初めて乳児（2か月～5か月）を育てる母親を対象に、子育ての基礎知識に関する学習や保護者同士の情報交換等を通じて、親子の絆づくりや育児不安の軽減及び児童虐待の予防等を目的に実施する講座のこと。

※12 NP 講座とは、乳幼児（0歳～3歳）を育てる保護者を対象に、子育ての知識や親としての役割等に関する学習と保護者同士の情報交換等を通じて、仲間づくりや育児不安の軽減及び児童虐待の予防等を目的に実施する講座のこと。

【平成 30 年度における評価】 B

① 家庭の教育力の向上支援では、子どもの成長段階に合わせたその時々具体的な子どもへの関わりなどをテーマとして講座を開催した（参加者数 幼児期：357 人（18 施設/31 施設）、小学校就学時健診時：797 人（20 校/20 校）、中学校入学説明会：680 人（9 校/9 校）、合計 1,834 人）。中学校入学時の講座については、現在問題となっている SNS 等を通じたネットトラブル防止にテーマを見直し実施した。

また、乳幼児を持つ保護者の育児不安の軽減、保護者同士の情報交換や仲間づくりの支援のため、BP 講座及び NP 講座を開催した（参加者数 BP 講座：61 人、NP 講座：69 人）。

参加者アンケートでは、「同じような月齢の子どもを持つ保護者同士が日頃の子育てについて話し合うことで悩みを共有でき、気持ちに余裕を持つことができた」などの回答があり、育児不安の軽減につながっていると考えられる。

② 子育て拠点施設「あそぼって」と「すまいるランド」及び子育て支援センター（7 か所）の平成 30 年度利用者数は、主な利用対象者である乳幼児のうちの未就園児数が減少傾向にあることなどから前年度比 11.0%減とはなったが、延べ 102,549 人という多くの方から利用いただいた。

また、広報さんじょうの子育て情報のページに、新たに子育て支援センターの写真を掲載し、子育て支援情報の周知を図った。

【今後の方針】

- ① 家庭教育講座については、引き続き家庭の教育力向上の支援に向けて、子どもの成長段階に合わせたタイムリーな問題や課題をテーマに設定し、保護者が多く集まる機会を捉えて実施していく。

BP 講座・NP 講座については、保護者同士の情報交換や仲間づくりを支援するため、開催会場を考慮しながら実施していくとともに、両講座の講師不足に対応するため、NP 講座については、講座の実施のほか講師の養成も行っている NPO 法人に講師派遣を委託し、BP 講座については、目的は同様としながら、市独自で特別な資格を要しない保育士 OB を講師とした講座(初めてのママ講座)を開催する(NP 講座及び BP 講座の講師はそれぞれ研修を受講して取得した資格が必要となる)。

- ② 平成 28 年 4 月に新たに嵐北地域にオープンした「あそぼって」は年間 5 万人以上の利用がある施設となっており、「すまいるランド」や各地域の子育て支援センター(7か所)とともに、地域に開かれた身近な子育て支援の専門機関として、引き続き子育て支援情報の周知や親同士の交流、相談事業の充実を図っていく。

5 教育の充実を図る環境の整備

5-1 豊かな教育活動を支える環境の整備

(教育総務課)

【施策の基本方針】

望ましい教育環境を将来にわたって維持し続けていくため、公立小学校の計画的な統廃合に取り組みながら、子どもたちが安心・安全で、心身ともに健やかに成長できる教育環境の整備を進める。また、そのほかの教育施設についても、老朽化対策など必要な検討を行い、市民の教育活動を支援する。

【主な事務事業】

① 小・中学校施設耐震補強事業

耐震化優先度調査、耐震化二次診断の結果を基に、IS 値 0.7 未満の学校施設については、安心・安全で良好な教育環境を整備するため、耐震補強等を実施する。また、補強が困難な学校については、統廃合、移転改築等を実施し、耐震化率 100%を目標に取り組む。

【平成 30 年度における評価】一

平成 29 年度に事業が終了したため評価なし。

【今後の方針】

なし

6 文化遺産の保存と活用

6-1 文化遺産の詳細調査・文化財指定

(生涯学習課)

【施策の基本方針】

地域の暮らしの中に埋もれたまま失われつつある文化遺産を新たに価値付けし、地域資源として磨き上げ活用できるようにするため、詳細調査を行い指定文化財・登録文化財に指定・登録する。

【主な事務事業】

① 文化財総合調査

保存・活用が必要とされる古文書、建造物などの文化遺産について、文化財指定等を行うことが適当であるかを判断するための詳細な調査を実施する。

② 歴史の道八十里越保存・活用事業

文化庁選定歴史の道百選の一つである八十里越の国指定史跡を目指し、旧街道の現地測量や発掘調査を実施する。

③ 下田郷の歴史遺産再発見事業

下田郷の特徴的な歴史遺産を新たな宝として価値付けし、貴重な地域資源として適切に保存し活用につなげる。

【平成 30 年度における評価】 B

保存活用が必要とされる文化遺産を対象とした文化財総合調査を行い、価値付けされた地域の文化遺産を登録有形文化財に登録するために所有者と手続きの調整を行った。

また、歴史の道八十里越保存活用事業では、只見町、魚沼市と連携して国指定史跡を目指し、現地調査を行うとともに、歴史の道八十里越調査保存整備委員会を開催し国指定史跡に向けて必要な調査事項などの指導を受けた。

下田郷の歴史遺産再発見事業では、下田郷のいしぶみ調査を進め、長沢地区、鹿峠地区の調査カードを作成し、活用につなげる基礎資料とすることが

できた。

さらに、新たに中浦歌舞伎の調査を行い、歌舞伎再興への意識を醸成する取組を行った。

【今後の方針】

文化財総合調査などで価値付けされた保護の緊急性や重要度の高い物件については、速やかに市指定文化財や国登録有形文化財に指定・登録し、地域資源として活用できるようにする。

また、歴史の道八十里越については、国指定史跡を目指し現地調査や関係機関等の調整を進める。

さらに、下田郷の歴史遺産再発見事業として下田郷のいしぶみの調査成果を活用した事業を進めるとともに、中浦歌舞伎の調査を進め歌舞伎再興への意識を醸成する取組を行う。

6-2 埋蔵文化財の調査・保護

(生涯学習課)

【施策の基本方針】

文化財保護法に基づき、埋蔵文化財の所在地における開発事業とその保護について調整し、開発行為に係る埋蔵文化財の発掘調査を行い保護する。

【主な事務事業】

① 諸開発関係 市内遺跡確認・試掘調査

諸開発に伴い遺跡の内容などを把握する試掘・確認調査を行い、開発行為に対する調整用資料を整備する。

② 国道 403 号三条北バイパス整備関係 石田遺跡・梅田遺跡発掘調査

国道 403 号三条北バイパス整備事業に係る石田遺跡・梅田遺跡の発掘調査を行い保護する。

【平成 30 年度における評価】 B

埋蔵文化財の所在地における開発事業について、事業計画の策定段階から埋蔵文化財の保護について調整し、5 件の発掘調査を行い、適切に埋蔵文化財を保護することができた。特に国道 403 号三条北バイパス整備に伴う石田遺跡・梅田遺跡発掘調査については、工事部局と調整を図り速やかに発掘調査を実施することができた。

また、発掘調査を必要としなかった案件を含めて、諸開発予定に伴い事前に埋蔵文化財の所在や試掘調査の実施の有無についての照会件数が平成 30 年度に 169 件あり、開発事業の計画策定段階から埋蔵文化財の保護について事

前照会するという仕組みが定着し、さらに、これらの中から民間開発予定地における試掘・確認調査を1件実施し、適切に埋蔵文化財を保護することができた。

【今後の方針】

埋蔵文化財の所在地の周知徹底を図り、開発事業計画の策定段階から埋蔵文化財の保護について調整し、確認調査や発掘調査の計画的な実施により、適切に埋蔵文化財の保護を図られるようにする。

また、開発事業計画策定段階から埋蔵文化財保護について事前照会する仕組みについては、新たに新潟県ホームページで公開される遺跡地図の情報なども含めて今後も周知徹底を図る。

6－(3) 文化遺産の公開・活用

(生涯学習課)

【施策の基本方針】

文化遺産や遺跡などの展示会や講座などを開催し、市民がふるさとの歴史・文化に触れる機会の充実を図る。

【主な事務事業】

① 遺跡展示会

遺跡発掘調査などの成果や本市にある全国的に著名な遺跡をより多くの市民に知ってもらうために開催する。

② 遺跡体験出前講座

当時の人々の暮らしを体験し、だれでも分かりやすく遺跡に親しむことができる遺跡体験出前講座を開催する。

③ 三条かぐら鑑賞会・栄神楽鑑賞会

県指定文化財三条神楽と市指定文化財栄神楽の伝承と紹介のため鑑賞会を開催する。

【平成30年度における評価】 C

下田郷の歴史遺産再発見事業で行った下田郷のいしぶみ調査や中浦歌舞伎詳細調査の成果を速やかに活用し、いしぶみ企画展、いしぶみめぐり、夏休み親子いしぶみめぐり、いしぶみ座談会や中浦歌舞伎詳細調査中間報告会などを行い、新たに価値付けられた歴史資源に触れる機会の充実を図ることができた。

また、遺跡発掘調査速報展2019では、印内原遺跡、石田遺跡や歴史の道八十里越の調査成果について速やかに展示公開を行ったほか、三条市を代表す

る民俗芸能である県指定文化財三条神楽や市指定文化財栄神楽の鑑賞会を開催し、さらに戊辰 150 年の記念に合わせ、講演会や史跡めぐりなども実施し多くの人々に歴史・文化遺産に親しんでもらうことができたものの、前年度実施の企画展などを開催しなかったことなどから、成果目標に達することができなかった。

【今後の方針】

信濃川火焰街道連携協議会（※13）加盟自治体や観光部局などと連携して、日本遺産に認定されたストーリーや構成文化財などを活用した縄文フェスを新たに開催し、情報発信や見学者の増加に努める。

また、下田郷の歴史遺産再発見事業で進めている下田郷のいしぶみの調査成果や作成したいしぶみパンフレットなどの活用を図るため、ガイド養成講座を開催し、講座受講生から三条市が主催するいしぶみめぐりツアーでガイドを行ってもらおう（令和元年 11 月上旬開催予定）。

あわせて、下田地区の観光施設においても、講座受講生が施設利用者を対象に、いしぶみを下田郷の観光資源としてアピールする（令和元年 11 月下旬開催予定）ことで、歴史・文化に触れる機会の充実を図る。

※13 信濃川火焰街道連携協議会とは、縄文時代を代表する「火焰型土器（かえんがたどき）」出土の中心地に位置する信濃川流域の自治体が、「火焰の国」と称し、「縄文」をキーワードに地域振興や広域観光などを推進する協議会のこと。

Ⅲ 教育委員会の会議及び教育委員の主な活動状況について

1 教育委員会の会議

○平成30年第5回定例会（4月25日）

- 報 告：報第1号 専決処分報告について（学園長及び副学園長の任命）
報第2号 小中一貫教育実施状況について
報第3号 平成29年度第3回三条市社会教育委員会議及び公民館運営
審議会会議録について
報第4号 平成29年度第3回三条市図書館協議会会議録について

○平成30年第6回定例会（5月24日）

- 報 告：報第1号 専決処分報告について（学校運営協議会委員の任命）
報第2号 小中一貫教育実施状況について
議 事：議第1号 三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部改正について
議第2号 三条市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部改正について
議第3号 平成30年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分）
について
議第4号 三条市子ども・若者総合サポート会議要綱の一部改正につい
て

○平成30年第7回定例会（6月26日）

- 報 告：報第1号 教育に関する事務の点検及び評価について
報第2号 小中一貫教育実施状況について
報第3号 平成30年度第1回三条市学校給食運営委員会会議録につい
て
報第4号 平成30年度第1回三条市社会教育委員会議及び公民館運営
審議会会議録について

○平成30年第8回定例会（7月26日）

- 議席の決定
報 告：報第1号 三条市議会6月定例会の概要について
報第2号 小中一貫教育実施状況について
議 事：議第1号 平成31年度使用教科用図書採択について
議第2号 三条市子ども医療費助成条例施行規則の一部改正について
議第3号 三条市図書館協議会委員の任命について

○平成30年第9回定例会（8月27日）

- 報 告：報第1号 専決処分報告について（平成30年度三条市一般会計補正予
算（教育委員会所管分））
報第2号 専決処分報告について（県費負担教職員管理職の人事異動の

内申)

議 事：議第 1 号 旧大崎中学校校舎棟解体工事請負契約の締結について
議第 2 号 平成 30 年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分）
について

議第 3 号 平成 30 年度教育に関する事務の点検及び評価について

議第 4 号 平成 30 年度全国学力・学習状況調査について

○平成 30 年第 10 回定例会（9 月 25 日）

報 告：報第 1 号 小中一貫教育実施状況について

報第 2 号 平成 30 年度第 1 回三条市図書館協議会会議録について

○平成 30 年第 11 回定例会（10 月 24 日）

報 告：報第 1 号 三条市議会 9 月定例会の概要について

報第 2 号 小中一貫教育実施状況について

報第 3 号 平成 30 年度第 1 回三条市文化財保護審議会会議録について

○平成 30 年第 12 回定例会（11 月 26 日）

報 告：報第 1 号 小中一貫教育実施状況について

議 事：議第 1 号 三条市コメリ捧賢一記念少年スポーツ育成基金条例の制定
について

議第 2 号 三条市立大崎児童館の指定管理者の指定について

議第 3 号 平成 30 年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分）
について

○平成 30 年第 1 回協議会（11 月 26 日・非公開）

○平成 30 年第 13 回定例会（12 月 20 日）

報 告：報第 1 号 三条市議会 12 月定例会の概要について

報第 2 号 三条市立学校暑さ対策ガイドラインについて

報第 3 号 小中一貫教育実施状況について

議 事：議第 1 号 三条市部活動ガイドラインについて

○平成 31 年第 1 回定例会（1 月 25 日）

報 告：報第 1 号 小中一貫教育実施状況について

報第 2 号 平成 30 年度第 2 回三条市社会教育委員会議及び公民館運営
審議会会議録について

○平成 31 年第 2 回定例会（2 月 15 日）

報 告：報第 1 号 専決処分報告について（平成 30 年度三条市一般会計補正予
算（教育委員会所管分））

報第 2 号 図書館等複合施設建設基本計画の中間報告について

報第 3 号 小中一貫教育実施状況について

報第 4 号 平成 30 年度三条市立学校卒業式参列者について

議 事：議第 1 号 文化財保護に関する事務の移管について

議第 2 号 三条市子ども医療費助成条例の一部改正について

議第 3 号 平成 30 年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分）

について

議第4号 平成31年度三条市一般会計予算（教育委員会所管分）について

議第5号 三条市教育事務の職務権限の特例に関する条例等の一部改正について

○平成31年第3回臨時会（2月25日・非公開）

○平成31年第4回臨時会（3月14日・非公開）

○平成31年第5回定例会（3月25日）

報告：報第1号 専決処分報告について（教育委員会事務局職員の人事異動）

報第2号 専決処分報告について（校長及び教頭を除く教職員の人事異動の内申）

報第3号 専決処分報告について（平成30年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分））

報第4号 三条市議会3月定例会の概要について

報第5号 平成30年度第2回三条市学校給食運営委員会会議録について

報第6号 三条市立嵐南小学校・三条市立第一中学校プールに係る訴訟の判決の概要について

議事：議第1号 三条市助産の実施及び母子保護の実施に係る負担金徴収規則の一部改正について

議第2号 三条市子ども医療費助成条例施行規則の一部改正について

議第3号 三条市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正等について

議第4号 三条市特別支援児童・生徒就学指導審議会規則の一部改正について

議第5号 三条市立理科教育センター運営規則の一部改正について

議第6号 三条市教育委員会事務決裁規程等の一部改正について

議第7号 三条市ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱の一部改正について

議第8号 三条市高等職業訓練促進給付金等交付要綱等の一部改正について

議第9号 さんじょう一番星育成事業実施要綱の一部改正について

議第10号 三条市文化財保護審議会委員の解嘱について

議第11号 三条市公民館長、分館長及び分館主事の任命について

2 総合教育会議

○第1回（平成31年3月14日）

議題：三条市の教育全般に関する意見交換について

3 教育委員の学校訪問

各学校の学校運営、児童生徒の活動の様子等を把握して、今後の教育行政に資するため、学校訪問を実施した。

訪問日	訪問校
平成 30 年 10 月 23 日	保内小学校、旭小学校、須頃小学校
〃 10 月 24 日	笹岡小学校、大浦小学校、大崎学園
〃 10 月 25 日	栄中央小学校、栄北小学校

4 教育委員の行政視察

視察日	視察先	内容
平成 30 年 11 月 9・10 日	・岩手県大槌町立大槌学園他	第 13 回小中一貫教育全国 サミット in おおつち

5 教育関係会議への教育長及び教育委員の出席

- ・全県教育長会議（平成 30 年 4 月 19 日 新潟市）
- ・関東地区都市教育長協議会総会（平成 30 年 5 月 10・11 日 神奈川県横浜市）
- ・全国都市教育長協議会定期総会・研究大会（平成 30 年 5 月 17～19 日 岩手県一関市）
- ・新潟県都市教育長協議会春季定期総会（平成 30 年 5 月 21・22 日 十日町市）
- ・小中一貫教育新潟県連絡協議会総会・研究会（平成 30 年 6 月 27 日 湯沢町）
- ・新潟県市町村教育委員会連合会定期総会・研修会（平成 30 年 7 月 13 日 見附市）
- ・新潟県コミュニティ・スクール研修会（平成 30 年 7 月 18 日 見附市）
- ・教科研究協議会（平成 30 年 7 月 19 日 栄庁舎大会議室及び中会議室）
- ・市町村教育委員会研究協議会（平成 30 年 10 月 15・16 日 山形県山形市）
- ・新潟県都市教育長協議会秋季定期総会（平成 30 年 10 月 16・17 日 村上市）
- ・小中一貫教育全国サミット（平成 30 年 11 月 9・10 日 岩手県大槌町）
- ・市町村教育委員研究協議会（平成 31 年 2 月 26 日 東京都千代田区）

6 その他の出席

小学校・中学校・義務教育学校卒業式、大崎学園開校式、大面小学校創立 110 周年・PTA 設立 70 周年記念式典、旭小学校創立 140 周年記念式典、栄中学校創立 60 周年記念式典、第四中学校創立 60 周年記念式典、成人式、スポーツ大会等